

京都市暴力団 排除条例の概要

第2号様式（第6条関係）

年　月　日

様

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称、代表者名
及び主たる事務所の所在地）

誓 約 書

私並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

誓約書の様式はくらし安全推進課又は契約課のホームページからダウンロードすることができます。

条例に関するお問い合わせ

京都市文化市民局市民生活部くらし安全推進課

TEL.075-222-3193

契約に関するお問い合わせ

京都市行財政局財政部契約課

TEL.075-222-3311



発行／京都市くらし安全推進課
平成24年8月発行
京都市印刷物 第244333号

暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により本市の行政、市内における事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活の確保と青少年の健全な育成を図ることを目的として、京都市暴力団排除条例を制定しました。

条例の主な内容

1 公共工事からの暴力団排除（第12条）

- 市が発注する公共工事における暴力団員等との請負契約を禁止（第1項）
- 市の請負契約に係る暴力団員等との下請契約、物品納入等契約を禁止（第2項）
- 発注者に、契約における受注者からの暴力団員ではないこと等の誓約書の徴収を義務付け（第5項）
- 発注者に、誓約書の5年間保管を義務付け（第6項）

罰 則

- 誓約書に暴力団員でないこと等の虚偽記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第18条）
- 報告・資料を提出しなかった者、虚偽の報告・資料を提出した者は、20万円以下の罰金（第19条）
- 誓約書を徴しなかった者又は5年間保管しなかった者は、5万円以下の過料（第21条）

2 京都市の施設、事務事業からの暴力団排除

- 市が設置した公の施設の使用の不許可等（第9条）
暴力団の活動に使用されるときは、使用許可をせず、取り消すことができる。
- 利益付与処分に関する措置（第10条）
暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、利益付与処分をしない。
- 市の財産の貸し付け等の禁止（第11条）
- 市の契約事務その他の事務事業における措置（第13条）

市は、契約に係る事務その他の事務事業において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないように、暴力団員等及び暴力団密接関係者を契約の相手方にしないことその他の必要な措置を講じる。

3 市長等への報告又は資料の提出（第15条）

建設業者の皆様へ

公共工事からの暴力団排除

▶京都市暴力団排除条例第12条・第15条概要

暴力団員等との公共工事請負契約の締結禁止

本市は、公共工事を請け負わせる契約（請負契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第12条第1項）

暴力団員等との下請契約又は物品納入等契約の締結禁止

本市と請負契約を締結した元請契約者は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（物品納入等契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第12条第2項）

？建設業法第2条第4項に規定する下請契約とは…

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との当該建設工事の全部又は一部について締結させる請負契約をいいます。

？物品納入等契約とは…

たとえば生コンクリート（セメント、砂利、砂、化学薬品）、防音シート等の物品納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、産業廃棄物処理、土木作業員用の自動販売機の設置等が該当します。

他にも工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受けることについても当該契約に当たることとなります。

暴力団員等との下請契約の締結禁止

下請契約者は、暴力団員等との間で下請契約を締結することを禁止します。（第12条第3項）

暴力団員等との物品納入等契約の締結禁止

物品納入等契約者及び下請契約者は、暴力団員等との間で物品納入等契約を締結することを禁止します。（第12条第4項）

誓約書を徴する義務

本市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者は、公共工事の契約を締結するに当たり、その相手方から、代表者本人のほか、法人等の場合はその役員や使用人についても暴力団員ではない旨の誓約書を徴しなければなりません。（第12条第5項）

？使用者とは…

支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者。

営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者。

契約金額が150万円未満の場合は、誓約書を徴する必要はありません。

ただし、1件の公共工事に関し、同一の当事者間において締結された下請契約及び物品納入等契約が2件以上あり、その契約金額の総額が150万円以上となる場合は誓約書を徴する必要があります。

※暴力団員等との下請契約、物品納入等契約が禁止される（誓約書を徴する）範囲は、P3を参照してください。



誓約書の保管義務

本市、元請契約者、下請契約者、物品納入等契約者は誓約書を5年間保管しなければなりません。（第12条第6項）

報告又は資料の提出

市長及び公営企業管理者は、第12条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めるることができます。（第15条）

罰則

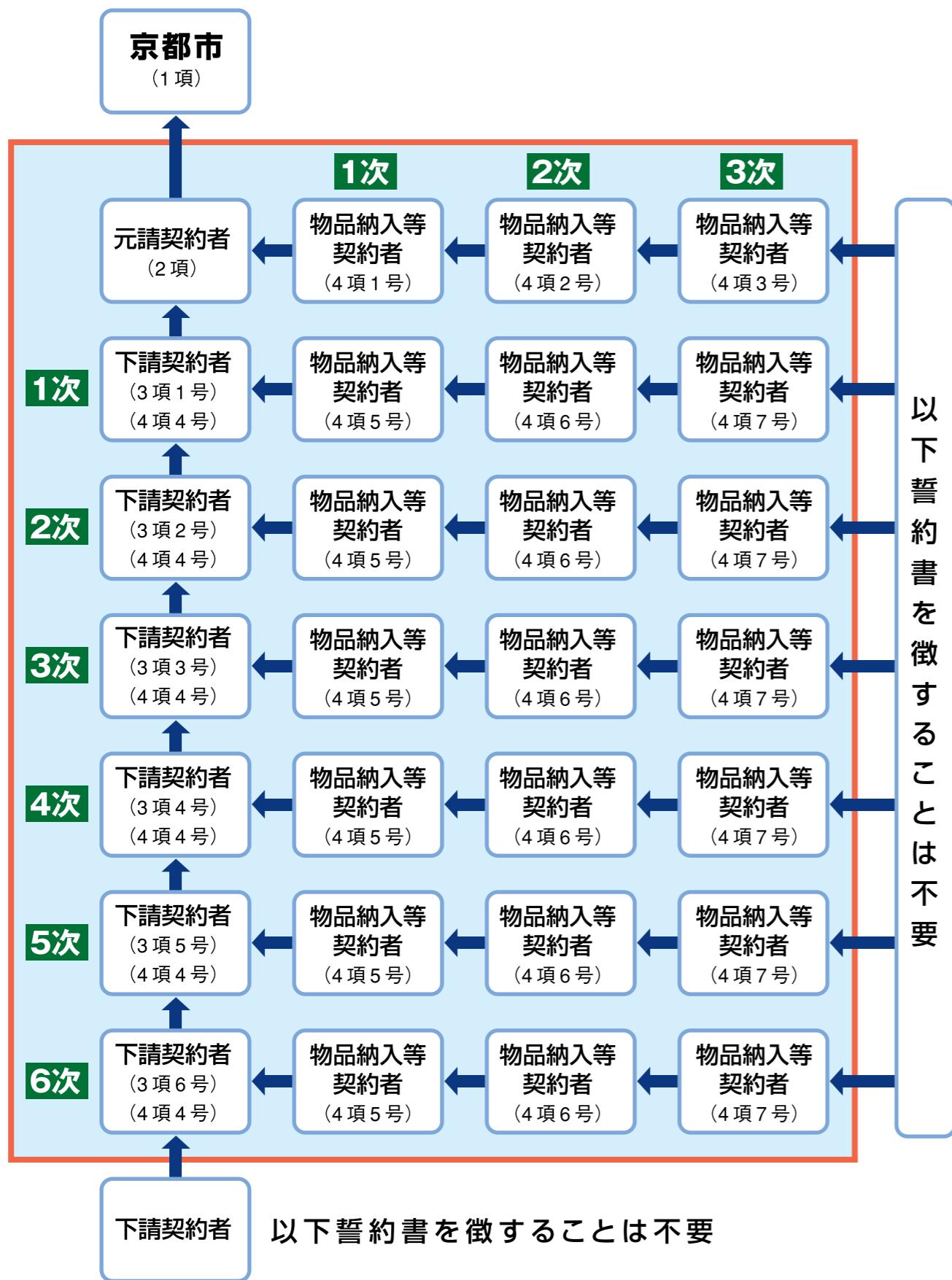
- 誓約書に暴力団員でない旨等の虚偽記載をして提出した者
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第18条）
- 市長等への報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
→ 20万円以下の罰金（第19条）
- 誓約書を徴しなかった者、誓約書を5年間保管しなかった者
→ 5万円以下の過料（第21条）

▶公共工事から暴力団を排除する範囲（第12条）

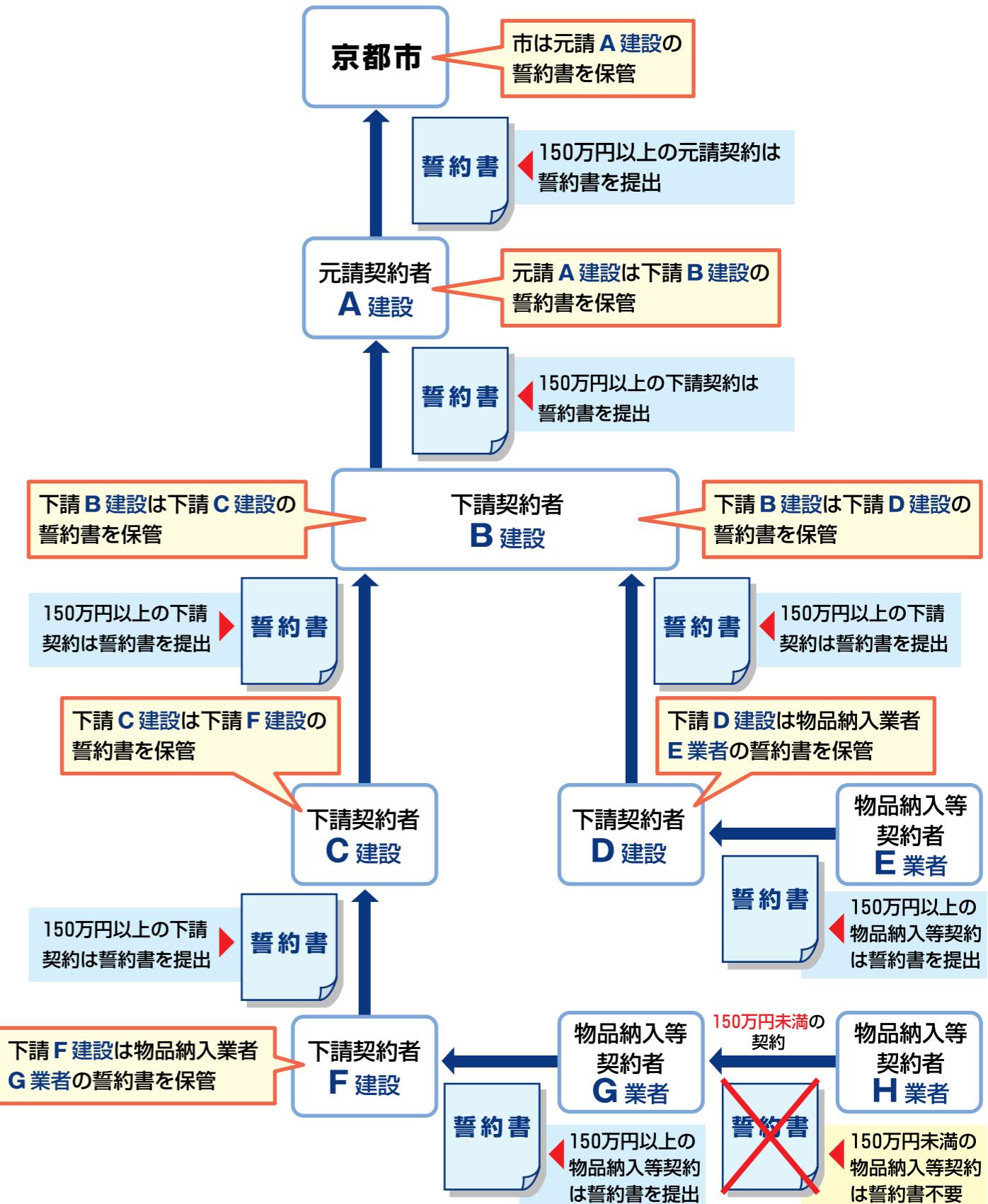
■誓約書を徴すこと及び保管することが義務化される範囲

契約金額150万円以上

注)  …義務化される範囲



▶◆誓約書を徴する事例



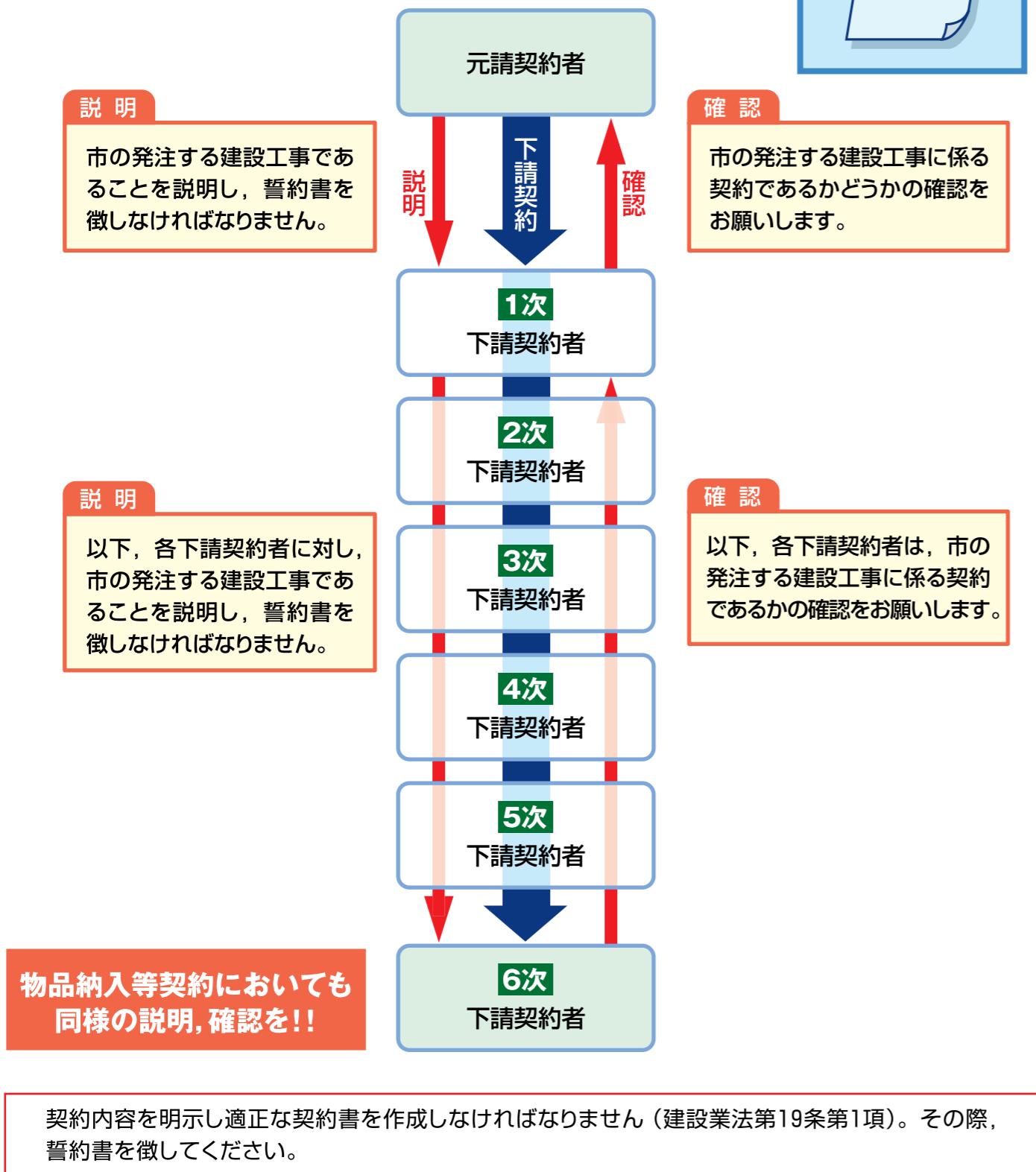
解説 誓約書を徴する時期は契約を締結する際です。

▶誓約書に関する留意事項等

1 基本的取扱い

京都市の公共工事に関連して契約を締結する際は、締結しようとする契約の金額が150万円以上であれば、その相手方から誓約書を徴しなければなりません。

下請契約の説明と確認



2 基本契約の場合

- ① 京都市の公共工事に関連する基本契約の金額が150万円以上であれば、基本契約の締結又は基本契約約款の同意の際に、誓約書を徴します。以後の具体的な契約（注文書・請書）においては誓約書を徴することは不要です。



- ② 京都市の公共工事に関連する基本契約の金額が150万円未満となる見込みであるため誓約書を徴しなかった場合で、その後、当該基本契約の締結又は基本契約約款に基づく契約金額の総額が150万円以上となった場合、最初の具体的な契約（注文書・請書）の締結の際に誓約書を徴することとします。以後の具体的な契約においては誓約書を徴することは不要です。



3 契約変更の場合

市が発注する1件の建設工事について、すでに誓約書を徴している場合で、その後当該契約の変更等の契約を締結した場合は、改めて誓約書を徴することは不要です。

